



# 子どもの不注意は全て親が責任を取らなければいけないのか？

弁護士 上岡 亮

小学5年生のA君が、放課後、校庭でサッカーゴールに向けてサッカーボールを蹴ったところ、ボールがゴールを越えて校外に飛び出し道路に転がっていきました。そこへオートバイを運転していたBさんが通りかかり、ボールを避けようとして転倒、負傷してしまいました。

Bさんは、A君やA君の両親に対して治療費等の損害を賠償してもらいたいと考えています。

## ◆—問題点

子どもが未成年者であった場合に不法行為を行ったとしても、責任能力がないときには損害賠償責任を負わないことが民法上定められています。責任能力がない未成年者は何歳までなのかという明確な基準があるわけではありませんが、今までの判例からすると、概ね12歳前後を基準として責任能力の肯否が判断されています。

A君は小学校5年生ですから責任能力がなく、BさんのA君に対する損害賠償請求は認められないでしょう。

では、Bさんは、A君の両親に対して請求することはできないのでしょうか。

子どもに責任能力がない場合、民法は、監督義務者である親などが責任を負い、親などが監督義務を怠っていなかった場合には免責されると定めています。もっとも、これまでは、親に対する責任が免責されることはほとんどありませんでした。

本件と同じような事件における1、2審判決も両親の責任を肯定し、1000万円以上を支払うよう命じていました。

ところが、最高裁判所は、平成27年4月9日の判決で、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合は、当該行為について具体的に予見可能であるなど特別の事情が認められない限り、子に対する監督義務を尽くしていなかったとすべきではないとして、親の賠償責任を否定しました。

上述したとおり、これまでは親の責任について免責されることは極めて困難でしたので、今回の最高裁判所の判決によって、子の不法行為に対する親の責任について一定の歯止めがかけられたといえます。

ただ、本件事故でいうBさんにとっては、誰からも賠償を受けることができなくなるという点でとても厳しい判決であるといえます。

また、A君の行為によってBさんが負傷してしまったことは事実ですから、A君やその両親は、法的な責任を問われることがなくても道義的には大きなダメージを負うことになるでしょう。特に、A君が、精神的に大きな負担を負ってしまったのではないかと、とても気がかりです。

## ◆—対処法

ひとたび事故が起こってしまうと、被害者だけではなく子どもを含む加害者側の人達もまた大きな苦しみを負うことになってしまいますから、事故の発生を未然に防止することが何よりも大事なことです。

子どものいる家庭では、子どもとよく対話することが不可欠です。前述の最高裁判決も、直接的な監視下でない子の行動について、人身に危険が及ばないように注意して行動するよう日頃から指導監督する義務があるとしています。

今、どのような遊びに夢中になっているのか、その遊びの危険なところはどこか、危険防止のためにはどのようなことに注意すべきか等、普段から子どもとよく話し合うことが大切ではないでしょうか。

### 執筆者プロフィール

上岡 亮 (うえおか あきら)

弁護士 (第二東京弁護士会)。慶應義塾大学法学部卒業後、保険会社勤務を経て (在職中FP資格を取得)、東京都立大学 (現首都大学東京) 法科大学院修了。趣味はゴルフ、ドライブ、野球観戦。

所属: 東京リベルテ法律事務所

<http://www.tokyoliberte.com/index.html>